入札説明書

塩化銀の売払いに係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。
入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記４に掲げる者に説明を求めることができる。
ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　公告日
令和８年１１月１８日(水)
２　大分県契約事務規則の適用
入札、契約及び契約の履行等の本案件に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。
３　競争入札に付する事項
(1)入札件名　塩化銀の売払い
(2)契約期間　契約締結の日から令和９年１月５日(火)
(3)引渡場所　大分県衛生環境研究センター
(4)入札区分　本件は、大分県共同利用型電子入札システムを利用しない紙入札である
(5)業務概要　別紙仕様書のとおり
４　契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
〒870-8501　大分市高江西２丁目８番
大分県衛生環境研究センター　企画・管理担当
電話番号　097-554-8980
メールアドレス　a13002@pref.oita.lg.jp
５　契約条項を示す場所及び日時
大分県ホームページ上に、令和８年１１月１８日(水)から令和８年１２月７日（月）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。
６　競争入札に参加する者に必要な資格
この契約については、次に掲げるすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。
(1)地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
(2)大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、物品の買受けの資格を得ている者であること。
(3)本案件に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
(4)この契約に係る入札説明書に基づき、事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
(5) この公告の日から下記１０に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に対する指名停止の措置を受けて

いない者であること。

(6)自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員が役員となっている事業者

エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ　暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

７　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1)　使用言語　日本語

(2)　通　　貨　日本国通貨

８　入札参加申込期間

この公告の日から令和８年１１月２７日(金)午前１１時までに入札参加資格申込書を持参又は郵送で行うこと。郵送で提出する場合は、同日午前１１時(必着)とする。

郵送は「一般書留」または「簡易書留」のいずれかの方法で行うこと。普通郵便やメール便または特定記録郵便など、その他の方法による入札は受付できない。

承認通知等は入札参加資格申込に記入されたメールアドレスあて電子メールで交付する。

９　品質の確認

本県は見積価格算出用のサンプルとして当該品を１者当り１０ｇまで提供できる。

提供できる条件は次に掲げるすべての要件を満たしている者に限る。

提供の申し出は令和８年１１月２７日(金)午前１１時までとする。

(1)　本件の入札に参加する者に必要な資格をすべて満たしている者

(2)　本件の入札にて一度もサンプルの提供を受けていない者

(3)　経費は全て見積もり業者の負担とすること

(4)　サンプルは当センターへ返却すること

１０　入札執行の日時及び場所

(1)　日時　令和８年１２月７日（月）　午前１０時００分

(2)　場所　大分県衛生環境研究センター　研修・大会議室

大分県大分市高江西２丁目８番

(3)　入札書の提出方法

本県所定の様式(大分県契約事務規則第２５条第５号様式)を使用して作成し、持参すること。別紙入札に当たっての注意事項を熟知のうえ参加すること。

(4)　入札方法

ア　入札金額は、**総額を入力すること(消費税及び地方消費税相当額を含む)。**

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を入札書に記入すること。

(5)　入札回数

入札回数は２回までとする。再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する。

(6)　最低制限価格

設定しない。

(7)　開札

ア　入札参加者は、開札に立ち会うこと。立ち会うことができる者は、１者につき１名とする。

イ　有効な入札で、大分県契約事務規則第２３条の規定により作成された予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

ウ　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。

１１　入札の無効

大分県契約事務規則（昭和３９年大分県規則第２２号）第２７条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1)　金額の記載がないもの

(2)　入札に関する条例に違反したもの

(3)　入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき

(4)　誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき

１２　入札保証金に関する事項

免除とする。

１３　契約保証金に関する事項

契約総額の 100 分の 10 以上の契約保証金を定められた期日までに納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

⑴　保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⑵　過去２年間に国（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

１４　契約書に関する事項

(1)　本契約は、落札者を決定した日から７日以内の日(大分県の休日を定める条例(平成元年大分県条例第２１号)第１条第１項に規定する県の休日を除く。)において、落札者が本県から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

(2)　落札者が前記(1)の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決

定を取り消すものとする。

(3)　契約書は２通作成し、本県及び落札者がそれぞれ１通を保有する。

(4)　本契約は、本県が契約の相手方とともに契約書に押印しなければ、確定しない。

１５　契約金額の納付

契約締結後、本県が発行する納入通知書により指定する期日までに契約金額を納付するものとする。

１６　入札説明書等に関する質問等

(1)　質問方法：質疑応答票により持参又は電子メールで行うこととし、電子メールの場合は必ず電話により着信を確認すること。なお、文書には担当者の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスをもれなく記載すること。

(2)　質問の提出先：上記４に示す担当部署とする。

(3)　質問の受付期限：令和８年１２月１日(火)１０時００分まで

(4)　質問への回答方法：文書にて回答する。なお、質問に対する回答内容については、質問者以外の入札参加申請を行った者全員にも質問者名を伏せたうえ、電子メールで交付する。